

中遠広域事務組合議会 10月定例会（10/21）の会議録（抜粋）の情報提供について

10月21日開催の中遠広域事務組合議会 10月定例会における会議録の内、一般廃棄物最終処分場の選定に係る組合構成市町（村）の覚書等に関する質疑について、情報共有を図るため当該部分を次のとおり提供させていただきます。

3番（大庭通嘉議員）

3款1項3目の不燃物最終処分場業務費に関連して、お伺いをしたいと思います。管理者、草池市長さんからも、最終処分場の方向性が概ね定まった旨のお話もありました。この令和2年度、当該年度の1番の大きな議論は、やはりこの一般廃棄物最終処分場についての今後について、多くの議論が交わされたこと、こういうふうに承知をいたしております。実は私ここ2、3年、当議会に参加しておりませんでしたので、承知してないところもあるものですから、少し確認をさせていただく意味で発言をさせていただきたいと思います。この3月15日、この当議会議長、寺田議長におきまして、一宮最終処分場の延長交渉についてのご報告ということで文書が発出をされました。その大きなポイントは、この令和3年3月28日に協定書が契約できたということで、懸案になっておりました、来年末までの一宮の使用期限がもう4年延長させていただいて、令和8年まで使わせていただくことが森町さん、そして、森町の当該地の町内会長さん、そして管理者の皆さん、調印をなさって締結されたということでありまして、ここで発言する以上の目的は、森町長さん、そして森町議会の皆さん、地元の皆さん、関係の皆さんに、まずお礼を申し上げたいと、これが1番です。本当にありがとうございました。そもそもこの発端、引き金となった問題につきましては、私の承知する範囲では、一昨年、元年の10月21日の議会において、磐田市さんがそれまで多くの選定地をお探しになってきたけれども、非常に厳しいということで、民間へ委託する方向での調査をしたいという調査委託をしたいということで、旅費12万円と、たしか491万ぐらいだったと思いますが、出されております。多くの議論が交わされまして、そして、それについては、議会側も快諾というよりも、応諾をされたというふうな理解をいたしております。それで、1年たって昨年の10月5日の定例会におきまして、その方向性も出されました。以降、3回の管理者会が開催されたようでありまして、受けて、この1月から3月28日まで、関係者の鋭意努力によって、この締結、要するに協定書の調印に至り、令和8年12月まで延長できたということです。私、ここで確認したいのはですね、まず一つは、この引き金になったのはそもそも、磐田市さんが、新たな処分場を選定するということで、動かされたけれども、残念ながら、その選定に至らなんだということ、本議会に諮られたんですが、覚書が磐田市さんが選定をするというのは、平成12年の12月26日付のいわゆる2市5町1村、合併前ですね、そのときに、8市町村の調印をもって、一般廃棄物最終処分場・一宮終了後、磐田市が受入れ地を確保する、この前提に基づいて、動かされた。これが合併後に平成25年の3月4日に、2市1町、この合併後にですね、同じ調印が交わされたということでありまして、森町さんは、このたび、延長していただいたということ、本当にありがたいんですが、そもそもこの1番目の質問は、覚書がきているか。そのことについて確認させていただきます。昨年の11月16日の全協でも、どうもそういう議論があったようですが、結論には至っておりませんでした、というふうに承知をしております。もう1点目は、磐田市さんが、いわゆる焼却灰、主灰、飛灰、こうしたものを民間に委託する。このことも私ども、袋井の議員の1人としては非常に昨年、唐突に、正直なところ受け止め

ました。令和3年から令和13年まで包括委託をする、そういう民間に出すことを前提に議論がされたのではないかという、ちょっと心配な向きもありまして、いろんな議論をしたというのは、袋井市の議員の1人としては率直な感想です。そういうことですね。民間委託をすることによって、森町の一般廃棄物最終処分場へ投入できなくなった磐田市分による袋井市と森町への金銭的な影響、これについて、どの程度の影響が出るかということも、私ども、承知をしておらなければならぬ、こういうふうな認識であります。これまた、昨年11月16日の当議会の全協におきましては、明確な、答弁が確定しているというふうには承知しておりません。いずれにしましても、そういうことがありますので、この2点ですね、覚書の件、それから民間委託への袋井市と森町への影響についてお伺いしたいと思います。実は、今日来ましたら、全員協議会を我々知らなくて、ここへ行きましたら、今後の方向性について、全協でも議論するというところで、詳しくするのもいいかもしれませんが、本会議において、管理者からの方向性、考え方をお示しいただくことも大事だと思いましたので発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

組合事務局長（井口光芳）

覚書が生きているかどうかということでございますが、組合の方針ということですので、管理者のほうから回答させていただきたいと思っております。それで、あと、主灰・飛灰の民間委託云々のお話でございますけれども、これにつきましては、磐田市の主灰・飛灰の現状についてということで、主灰・飛灰の民間委託した量と一宮の最終処分場へ埋立処分した量につきましては、磐田市のほうから組合としまして随時聞き取りをしているところでございます。昨年ですね、磐田市の主灰・飛灰につきましては、本年4月から令和6年12月まで、おおむね半分を資源化、残り半分を一宮最終処分場へ埋め立てるということで、各首長間の中で合意された事項となっております。あと、今の覚書につきましては、管理者の方から回答させていただきます。

議長（寺田幹根）

民間委託を一部することによって、袋井市さんと森町さんに負担金という意味で、どれぐらいの金額が影響するかってそれは分かるか。

組合事務局長（井口光芳）

影響でございます。これにつきましては昨年の11月ですね、組合議会全員協議会で回答したとおりでございますけれども、磐田市の焼却灰を半分、民間委託に出した場合、磐田市で行った仮の試算でございますけれども、あくまでも令和元年度の搬入実績から分担金を計算いたしますと、磐田市が55%、袋井市が39%、森町が6%という試算となっております。令和元年度の決算上の分担割合につきましては磐田市が64%、袋井市が31%、森町が5%となっております。なおですね、搬入量につきましては、毎年度変動するものでございますので、必ずしも先ほど説明した数字になるわけではございませんのでご理解を願いたいと思っております。金額につきましても、それぞれ毎年度、維持管理をした費用等々は当然変化をしてくるものですから、あくまでも目安ということでご理解いただければと思います。事務局のほうは以上でございます。

組合管理者（磐田市長 草地博昭）

いただいたご質疑に回答していきたいと思っております。まず私のほうからもですね、森町の町長、そして今日も議員さんいらっしゃってますけれども、選出議員さんたち、それから地域の皆さんたちに延長を応諾いただきましたことを改めてこの場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。私自身、昨年の12月18日が私、議員辞職の日でありましたので、そこまでは、中遠広域の組合議会の議員として、出席をしておりましたから、概ね、皆様の、特にこの組合議会の中での議論の推移ということについては、常に、自分も議論に参加していたわけでありまして、そして、その昨年度の話と、また、今日は特に決算の、今、審議でありますので、昨年度の話に、

今年どうこうという話を、おり混せていいかどうか非常に迷うところではありますが、せつかくの機会ですので、今の状況も含めてご説明をさせていただきますと、覚書、一番最初の覚書が生きていくかというご質問に関して言えば、実は我々管理者会だけでなく、この3市町の正副の首長で、8月20日に集まっております。そこで、この昨年の合意事項を確認するということを改めて、全部で6人いるわけですから6人でさせていただきます。一つひとつ言っていくわけには、まだご質疑の範囲でするならば、その中で1番最後のところで、最終処分場建設にかかる覚書について、現段階で変更等を考える段階にないことという確認をしておりますので、イコール覚書は生きていくという認識であります。そこは私もしっかりと受け止めておりますので、ご安心をいただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（寺田幹根）

3番、大庭通嘉議員。

3番（大庭通嘉議員）

ご答弁をいただきました。特に管理者草地市長からは、力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。私、今日この場に臨みまして、議長ご就任のご挨拶の中で、当組合議会が50年を迎えた。同じく管理者からもそのお話がありました。振り返れば、半世紀、昭和46年、中遠広域市町村圏の指定を県から受けまして、国の大きな広域行政の中で、その方向性が定まり、昭和47年に中遠広域市町村圏事務組合が設立をされ、翌年、昭和48年から58年まで10年間、磐田市さんで、このごみを受け持っていた。その後、なかなか公共で面倒見れないということで、民間で(株)・鈴木さん、いわゆる鈴木組が、初めですね、12年面倒見ていただいて、その後、平成2年だったんですが、本中遠広域市町村圏の管理者会の中で、次は袋井だということで、当時の豊田市長がお受けをされた。宇刈、大日で、その場所が決まるに当たりまして、今日奇しくもといいますか、これも縁かなと思うんですが、大場市長のご尊父さんが、大変なご尽力をされて、平成6年から平成16年にわたって、袋井市で埋めました。その後、やはり難しいということもありまして3年間、長野県、あるいは富士宮に搬出をしまして、そして平成19年から平成28年まで森町さんでお世話になったということでもあります。実は、このやがて50年近いこの歴史の中で、民間で12年と3年、都合15年ですか。やっぱり次の候補地を探すに大変だということで、民間の力を借りてきてるという歴史的な経過があります。そういうことを考えると、先ほど市長がおっしゃっていただいた、しっかりしたご答弁の中で受け止めていただいている、また生きていくということは、ここ何年かかるにせよですね、これまで、先人たちがこの地域でこのごみ処理を、一般廃棄物最終処分をやっていこうという、この重たい歴史、これは承継すべきだと、こんなふうに思っています。ぜひともですね、この決算議会だもんですから、1年間いろんな議論やったものは、当然重要なこととかいろんなことをされてるんです。このお金で、このお金でっていう議論はできませんけれども、大きな中でこの決算は、この令和2年度の決算でどうしても確認・整理をしておくべきだというふうに私は思いまして発言します。もう一つ、影響なんです、パーセントでおっしゃいましたけれども、あくまでこれはですね。試算だもんですから試したもんですから何年のケースで言った場合、プラマイ幾らかの額があるかもしれませんが、これ事務方でも計算してると思うんですよ。1,000万だとか2,000万、あるいは5,000万の実はですね、これいい悪いは別なんです、袋井市で私このことについて議論したんですよ。袋井市の影響が6,000万だ。森町が1,000万、そんなに出るでは困る、当然思いますよね。そういうことで先ほど令和3年から令和6年まで全量の2分の1を昨年の11月16日にそういう緩和策として、磐田市さんが入れるというところに、決着をしたと、こういうふうに私理解して、額が6,000万がひとり歩きしてそれが半分、3,000万ひとり歩きする非常に危険なもんですから。事務局長にお願いしたいんですが、この場でですね、令和何年でどうかだとかですね。実は、この算出の方

法が、令和3年から令和6年ということになってるんですが、2年前、要するに前々年の11月1日から前年の10月末を起算日として、それで算出するですよ。だから、当然磐田市がまだ2分の1入れてませんので、数値載ってこないんですよ。だけどこのときのを入れたら、5%この額についてはこれだけの影響が出るよと。本来はですね、私、これはお願いなんですよ。これは磐田市さんにもお願いしないといかん。市側にもお願いしないといかん。管理組合じゃなくて。令和3年から令和13年まで、包括民間委託、我々何を思ったかというネット知るんですよ。それで出すことを前提でここで議論してるだろうかというふうに疑問にも思ったんですよ。事程左様に、磐田市さんが抜けることによって、袋井と森への影響、こういうものについては、管理者会で十分議論して実はこれこれこういう事情があると。ストーカー方式の磐田のクリーンセンターについてはこういう問題、事情があつてこうせざるを得ない。袋井市さん、これこれこうしましょう、こうしてくださいってですね、管理者会できつとやったと思うんですが、私の聞いている範囲では、なかなかそれが伝わってこない。こういうような問題が、中遠広域事務組合と、それから磐田市さんとの、この連携という問題もあります。だからそういうことで、事務局長に額です、この際、試算の条件を示しながら、これは、例えば5%7%ぐらいの振れ幅があるかもしれないけれども、磐田市が民間委託することによって袋井市さんにはこれだけ、森町さんにはこれだけ出るんだということ、ご答弁いただきたい。当議会は2回しか質問できないということでありますので、これで終わりますけれども、それだけはお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

議長（寺田幹根）

事務局長。

組合事務局長（井口光芳）

先ほど含めるとですね、先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、搬入実績から先ほどパーセントのほうを回答させていただきました。それについては各年度年度の維持管理費の経費が違うものですから、一概に金額としてちょっと出せない、今のところ、数字を持ち合わせていないということでございます。令和元年度の決算額ベースにして考えますと、磐田については、2,400万円の減、それに対しまして、袋井については2,300万円の増、森町につきましては200万円の減ということで、あくまでもケーススタディということですので、そのところについては、ご了解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（寺田幹根）

管理者。

組合管理者（磐田市長 草地博昭）

せっかく思いのあるご質問いただきましたので補足というよりも、思いも含めてご答弁させていただきたいと思います。まず縷々、歴史も背景も含めてですね、共通認識ができたと思います。ありがとうございます。またそういう中で先ほど覚書が生きてるかって話で、私は生きているという話をさせていただきましたが、その認識のずれがあつてはいけないので、ここで改めて確認させていただきたいと思うんですが、覚書は残っておりますが、当面、民間委託という方向性でいきたいということについては、首長間では合意をしているところでございます。ですから、穴を掘れるところを探していくというよりも、当面は民間委託でやっていくと。しかしながら次、何かの事情で、この地域、圏域の中で処分しなくてはいけないような事態に陥りましたら、そこはしっかりと磐田市として責任を持つてというところかなというふうに思っております。その認識のずれは大きいなと思いましたので、答弁をさせていただきました。以上です。

中遠広域事務組合が設置する次期一般廃棄物最終処分場 に関する覚書

中遠広域事務組合管理者（以下「甲」という。）と中遠広域事務組合を構成する市町長（以下「乙」という。）は、中遠広域事務組合が設置を予定する次期一般廃棄物最終処分場（以下「次期処分場」という。）の建設について、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 第 1 条 現一般廃棄物最終処分場（一宮）の埋立てが終了したときの次期処分場は、磐田市が受入地を確保する。
- 第 2 条 次期処分場の埋立期間は、概ね 10 年とする。ただし、埋立期間満了時に おいて、埋立に余裕があるときは、甲、乙協同して埋立期間延長に努力する。
- 第 3 条 次期処分場の次の一般廃棄物最終処分場の受入地ほか必要な事項は、次期処分場の供用開始後、甲及び乙が協議のうえ決定する。
- 第 4 条 甲は、次期処分場の建設にあたり、自然環境及び生活環境を最大限考慮するとともに、最新の技術を採用して施設整備を行うものとする。
- 第 5 条 乙は、甲が実施する次期最終処分場周辺地域の生活環境の保全及び増進の対策について、全面的に支援するものとし、甲は次期処分場の建設事業費及び周辺地域対策費を負担する。
- 第 6 条 一般廃棄物最終処分場以外の一般廃棄物処理施設設置の必要性が生じたとき及びこの覚書に記載のない事項が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ決定する。

【付帯事項】

甲及び乙は、本覚書が平成 12 年 12 月 26 日、中遠地区広域市町村圏事務組合管理者と中遠地区広域市町村圏事務組合構成市町村長とで締結した覚書（以下「前覚書」という。）の主旨を継承しつつ、見直したものであることを確認する。よって、前覚書は本覚書の締結日をもって失効するものとする。

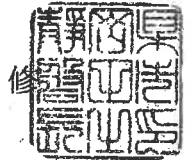
平成25年3月4日

(甲) 中遠広域事務組合管理者

磐田市長 渡部



(乙) (磐田市) 磐田市長 渡部



(乙) (袋井市) 袋井市長 原田 英



(乙) (森町) 森町長 村松 藤雄



覚 書

中遠地区広域市町村圏事務組合管理者（以下「甲」という。）と中遠地区広域市町村圏事務組合構成市町村長（以下「乙」という。）は、次期一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の建設について、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1条 処分場建設は、中遠地区広域市町村圏事務組合の共同処理事項とする。

第2条 甲及び乙は、一般廃棄物最終処分場が永久施設でないことを考慮し、建設の受入団体を次のとおりローテーション化（ルール化）を確認する。

(1) ローテーションは、現一般廃棄物最終処分場への市町村搬入割合及び他の一部事務組合の関係から、磐南地域（磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村）と袋井地域（袋井市・森町・浅羽町）にグループ分けし、当該2地域で交互に受入地を確保する。

(2) 処分場の受入地域は、粗大ごみ処理施設が磐南地域の磐田市に設置されていること及び一般廃棄物最終処分場が磐田市において、昭和48年から22年間受け入れた経過を踏まえ袋井地域とする。

(3) 次次期の一般廃棄物最終処分場の受入地は、磐南地域で確保する。

第3条 処分場の埋立期間は、概ね10年間とする。

第4条 甲は、処分場の選定にあたり、遠州広域水道水源に影響ある地域を除外するものとする。

第5条 甲は、処分場の建設にあたり、自然環境及び生活環境を最大限考慮するとともに最新の技術をもって施設整備を行うものとする。

第6条 乙は、甲が行う処分場建設地周辺の地元対策について、全面的支援を行うものとし、甲は、処分場に係る建設事業費及び地元対策費を負担するものとする。

第7条 一般廃棄物処理に係る諸施設については、甲及び乙で検討し、共同処理することを基本とする。

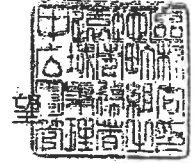
第8条 前条の施設について、責任の分担の観点から、施設を受け入れていない市町村は今後必要となる施設の受け入れに努めるものとする。

上記覚書の確認を証するため、この覚書を9通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

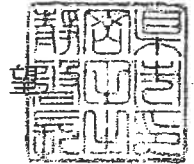
平成ノ年ノ月ノ日

(甲) 中遠地区広域市町村圏事務組合管理者

磐田市長 鈴木

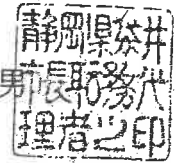


(乙) (磐田市) 磐田市長 鈴木

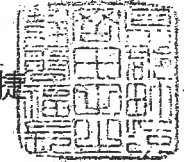


(乙) (袋井市) 袋井市長職務代理者

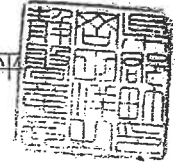
袋井市助役 大場 忠男



(乙) (福田町) 福田町長 寺田 正捷



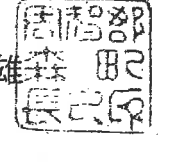
(乙) (竜洋町) 竜洋町長 池田 藤平



(乙) (浅羽町) 浅羽町長 村松 駿一



(乙) (森町) 森町長 村松 藤雄



(乙) (豊田町) 豊田町長 佐藤 芳雄



(乙) (豊岡村) 豊岡村長 鶴田 春男





覚 書

中遠地区広域市町村圏事務組合管理者と中遠地区広域市町村圏事務組合構成市町村長とで、平成12年12月26日に覚書（以下「中遠地区広域市町村圏事務組合覚書」という。）を締結したので、これに基づき袋井地区で協議した結果、袋井市長（以下「甲」という。）、浅羽町長（以下「乙」という。）及び森町長（以下「丙」という。）は下記のとおり覚書を締結する。

記

中遠地区広域市町村圏事務組合覚書第2条第2号の袋井地区での次期一般廃棄物最終処分場の受入地は森町とする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年2月26日

(甲) 袋井市長

原田英之

(乙) 浅羽町長

村松駿

(丙) 森町長

村松藤雄